

(1)「処遇改善／中途採用拡大」の助成金

活用度
★★★

① キャリアアップ助成金(正社員化コース)

有期雇用労働者等、又は有期実習型訓練を受講し修了した有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換した場合に利用できます。

■助成額

※〈 〉内は生産性要件を満たした場合の額

助成内容	中小企業	大企業
①有期⇒正規	57万円〈72万円〉	427,500円〈54万円〉
②有期⇒無期	28.5万円〈36万円〉	213,750円〈27万円〉
③無期⇒正規	28.5万円〈36万円〉	213,750円〈27万円〉

※①～③合わせて1年度1事業所当たりの支給申請上限人数は20人までです。

※正規には、多様な正社員(勤務地・職務限定正社員、短時間正社員)を含みます。

※①②の有期雇用労働者は雇用してから3年以内の者に限ります。

(1)「処遇改善／中途採用拡大」の助成金

活用度

★★★

① キャリアアップ助成金(正社員化コース)

活用例

- 6か月間の有期契約で社員を雇用。
- 雇用して6か月経過後、正社員へ登用(同時に給与を5%以上昇給)
- さらに6か月経過後、申請。審査後、**57万円**が支給される。



(2)「子育てなどの両立支援」に役立つ助成金

活用度

★★

①両立支援等助成金(出生時両立支援コース)

助成額	育児休業 (子の出生後8週間以内)	1人目 ※1 ※2 57万円<72万円>
	NEW! 個別支援加算	10万円<12万円>
	育児目的休暇 (子の出生前6週間または 出生後8週間以内)	1企業1回のみ 28.5万円<36万円>

※1 2人目からは取得日数により、金額が14.25万円～33.25万円の間に決定。

※2 1年度につき、1企業10人まで支給されます。

※< >内は、生産性要件を満たした場合の助成額

(3) 「働き方改革・人材確保」の助成金

活用度
★ ★

①働き方改革推進支援助成金(テレワークコース)

対象となる取組み

以下のいずれか**1つ以上**を実施することが必要です。

- 1 テレワーク用通信機器の導入・更新
例)シンクライアント端末(パソコン等)、VPN装置、Web会議用機器、クラウドサービスの導入、サテライトオフィスの利用料等 ※1
- 2 就業規則・労使協定等の作成・変更
例)テレワーク勤務に関する規定の整備
- 3 労務管理担当者に対する研修
- 4 労働者に対する研修、周知・啓発
- 5 外部専門家(社会保険労務士など)によるコンサルティング

※1シンクライアント以外のパソコン、タブレット、スマートフォンは対象外です。

※ 取組みによっては、上限金額が設定されているものもあります。

(3) 「働き方改革・人材確保」の助成金

①働き方改革推進支援助成金(テレワークコース)

助成額

対象経費(※)の合計額



補助率

※対象経費とは謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費、委託費

成果目標の達成状況	達成	未達成
補助率	3/4	1/2
1人当たりの上限額	40万円	20万円
1企業当たりの上限額	300万円	200万円

※「1人当たりの上限額」×対象労働者数 又は「1企業当たりの上限額」のいずれか低い方の額。